

第 20 回「多様な勤務形態に関する研究会」議事概要

1 日 時 : 平成 17 年 6 月 9 日 (木) 10:00~12:00

2 場 所 : 人事院第二特別会議室 (3 階)

3 出席者

〈委員〉 (敬称略、座長以外は五十音順)

佐藤 博樹 (座長)、稲葉 康生、奥谷 禮子、
武石 恵美子、龍井 葉二、藤井 龍子

4 議事内容

第 19 回研究会の議論を踏まえて事務局が作成した最終報告案について意見交換を行った。

5 意見交換の概要

〔「I 勤務時間に関する現状と課題」について〕

- 2 「(1) 勤務時間制度とその運用が直面している課題」と「(2) 問題の所在」の記述は、内容が重複している印象を受けるので、問題と原因を書き分けたほうがいい。
- 2 (1) ②「業務量等が他律的に決まる場合が従来よりも増えており」と書いているけれども、自律的に決まる仕事であれば、業務量が増えてもよいということではないはずであり、また、全体の奉仕者である公務員が「他律的だから」というのはどうか。ここは、「主体的・能動的に仕事の進め方を管理することが困難」といったほうがいい。そうしないと、皆言われたことだけやっているという印象を受ける。
- 2 (2) ア「現行勤務時間制度の運用に関する問題」では、「そもそも時間管理が不徹底である」ということを書くべきではないか。また、IV「1 勤務時間管理を厳正化する」に対応する問題点が、ここに書かれていない。
- 超過勤務について、2 (2) イ②「常態的な長時間勤務があり、現実にそうした運用を抑制し得る制度になっていない」とあるが、これは制度がそうなっていないということか、運用がなっていないということか。勤務時間法には、労働基

準法第36条（時間外及び休日の労働）に相当する規定がないため、民間であればそれによって抑制される部分が、公務では抑制されないという意味なのであれば、もう少し具体的に書いたほうがいい。

- 2（2）ウのイ）の「定員管理の在り方」のところでは、短時間勤務制を導入した場合に、現行の人員数による定員管理について、もう少し詳しく「現行の定員管理のままだと、短時間勤務で空いた時間の部分に人を新たに雇うことができない仕組みになっているために、仕事の量を確保することができず、サービスが低下する恐れがある」と説明したほうがいい。重要なポイントとなるところなので、納得できるような具体的な記述が必要である。
- 短時間勤務により職員が勤務しなくなる時間にアルバイトを雇う場合でも、そのために財源はつけてくれないわけで、「財源をつけてくれないから雇えない」ということを説明しておいた方がいい。
- 2（2）で超過勤務について問題点を指摘する場合には、対応策としてVで「しっかり時間管理して、残業代を出しなさい」と書く必要がある。
- 公務員の勤務の実態をもう少し国民に分かるようにクリアにしないと、「見えないところで色々やって、公務員は許せない」ということになってしまう。

〔「Ⅱ 本研究会における検討の視点」について〕

- 前回、勤務時間制度以外の部分も重要であると明記するという議論をした。Ⅱの最後に、例えば、「このような勤務時間の弾力化を図るには、勤務時間の弾力化だけではなく」ということを書いて、なぜ新たにVIをつくるのか分かるように書く必要がある。

〔「Ⅲ 業務遂行上の必要性に関する課題への対応策」について〕

- 勤務時間の弾力化、多様化に際して、人事院に事後チェック機能を持たせるということ、はっきり明言した方がいい。そのやり方については、いろいろ考えられると思うが、研究会の総意として「事後チェックをやるべし」ということだ。
- 超過勤務などを人事院が監督するのはいいが、国民のニーズに合った勤務時間制度を入れているかどうかの事後チェックを人事院がするのは難しい。行政評価局の監察結果や国会での質疑応答、あるいは国民からの申告で正していくということになるのだろう。
- サービス提供時間である開庁時間が大正11年の官庁執務時間に縛られてい

るという面があるので、提言のところに、「国民のライフスタイルに合わせて見直す」と入ったほうがいい。営業時間は場所によって違っていいはずであり、8：30から開けないといけないというのが今の都市部の一般の人の感覚としてどうか。毎日同じ時間である必要もない。自治体も全部これに縛られている。

- 3(2)「国会業務を改善する」にある国会や各党への働きかけは、「誰がどこに言うのか」を明確にしないといけない。さらに「国会や各党におかれても努力してほしい」という1文を、研究会のメッセージとして書くべきである。

〔「Ⅳ 人材の活用・育成・確保上の必要性に関する課題への対応策」について〕

- 2(2)②の「中間取りまとめ」の提言の残された課題はI2「勤務時間に関する課題と問題の所在」と重複感があるので、「短時間勤務の導入について人事院に重ねて要請」、「人事院は関係機関との調整を急ぐべき」という2点に絞って、もう少し簡単に書いた方がいい。

〔「Ⅴ 超過勤務、長時間勤務の目に見える縮減」について〕

- 1「ウ 超過勤務に関する法的枠組みを見直す」の意味は、実質的に抑制効果のある規定を整備するという事で打ち出すのであれば、「規制の仕方」を見直すということではないか。あるいは、超過勤務の「要件の具体化」ではないか。

〔「Ⅵ 新たな勤務時間制度が円滑に機能するための条件整備」について〕

- 1「勤務時間管理の厳正化」のところは主語がなくて、いきなり「各現場の管理者による勤務時間管理を厳格に行う」ではメッセージにならない。各府省でちゃんと取り組みということであれば、そう書くべき。

以 上